

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に
当たるときは、
翌日)

目 次

◇ 告 示 保安林の指定予定（森林保全課）

保安林の指定の解除予定（ 〃 ）

土地収用法による事業の認定（管理課）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

出納長の権限に属する事務の一部の委任（会計課）

収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止（ 〃 ）

◇ 選管告示 個人演説会等を開催することができるとする施設の指定

個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

告 示

鳥取県告示第二百三十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十

六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡赤碕町大字大父字山根田平一〇〇一、字木地林ノ二 一〇五一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤碕

町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百三十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒帰字温江上エ四八九の三、四八九の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

鳥取県告示第二百三十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

倉吉市

二 事業の種類

倉吉市上北条コミュニティーセンター建設事業

三 起業地

1 収用の部分 倉吉市新田字西通地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

倉吉市葵町七三二

倉吉市役所

鳥取県告示第二百三十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年三月二十五日 鳥取県指令受都計三一二第三十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市長砂町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市尾高町一一八

有限会社 渡部

代表取締役 渡部 亨

鳥取県告示第二百三十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年四月二十三日 鳥取県指令受都計三一二第三号

二 工区（第四期工事）に含まれる地域の名称

境港市誠道町字夕顔畑

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市上道町三〇〇〇

境港市長 黒見 哲夫

鳥取県告示第二百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成七年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
三枝成彰 Presents 童謡・唱歌百景コンサート	平成七年五月七日	鳥取県立県民文化会館

二 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主幹 藪田 千登世

三 委任期間

平成七年四月一日から同年五月十日まで

鳥取県告示第二百三十九号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成七年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

廃止年月日	住 所	名 称
平成七年三月十九日	米子市加茂町二丁目一〇〇一	株式会社山陰合同銀行米子シティ支店

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成七年三月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 西 尾 義 男

施 設 の 名 称	所 在 地
大栄町農村環境改善センター 多目的ホール	東伯郡大栄町大字由良宿四三三一

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する個人演説会等を開催することができる施設の指定を次のとおり解除する旨の報告があったので告示する。

平成七年三月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

施設 の 名 称	所 在 地
東市場集会所	八頭郡家町大字市場四一〇
上万代寺集会所	八頭郡家町大字万代寺三五一一二
国中二区集会所	八頭郡家町大字国中五一三一八

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年三月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	アポロンDX	株式会社平和
〃	CR・フーチ	〃
〃	CRあっちむいてはい2	株式会社高尾
〃	あっちむいてはい3	〃
回胴式遊技機	V10	株式会社パル工業

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千元（送料を含む。）】